



福島医発第 1744 号 (地)
令和 3 年 9 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 61)

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 53)」の問 2 に示される患者に対して、14 日を超えて週 4 日以上頻回の訪問看護・指導が一時的に必要な場合において、

- ①同一月に更に 14 日を限度として在宅患者訪問看護・指導料の算定が可能であること、
- ②特別訪問看護指示書を月 2 回交付した場合に、2 回目の交付についても特別訪問看護指示書の算定が可能であること、
- ③②について、2 回目に交付された特別訪問看護指示書に基づき、訪問看護ステーションが週 4 日以上頻回の訪問看護を実施した場合において、訪問看護基本療養費を算定することが可能であること

について示されたものであります。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、自宅・宿泊療養を行っている新型コロナウイルス感染症患者は、診療に基づき週 4 日以上頻回の訪問看護・指導が必要な患者に該当し得ること、また、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 52)」(令和 3 年 8 月 4 日厚生労働省保険局医療課事務連絡)で示された長時間訪問看護・指導加算(520 点)又は長時間訪問看護加算(5,200 円)の取扱いについては、今回の取扱いにおいても適用されますことを申し添えます。

記

- 問 1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 53)」(令和 3 年 8 月 11 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「8 月 11 日事務連絡」という。)の問 2 に示される患者に対して、14 日を超えて週 4 日以上頻回の訪問看護・指導が一時的に必要な場合において、同一月に更に 14 日を限度として在宅患者訪問看護・指導料を算定することが可能か。

(答) 可能。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 61））の発出日以降適用される。

問 2 8 月 11 日事務連絡の問 2 について、14 日を超えて週 4 日以上頻回の訪問看護が一時的に必要な場合において、特別訪問看護指示書を月 2 回交付した場合に、2 回目の交付についても特別訪問看護指示加算を算定することが可能か。

(答) 可能。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 61））の発出日以降適用される。

問 3 問 2 について、2 回目に交付された特別訪問看護指示書に基づき、訪問看護ステーションが週 4 日以上訪問看護を実施した場合において、訪問看護基本療養費を算定することが可能か。

(答) 可能。

以上

令和 3 年 9 月 10 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その61）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その53）」の問2に示される患者に対して、14日を超えて週4日以上頻回の訪問看護・指導が一時的に必要な場合において、

- ① 同一月に更に14日を限度として在宅患者訪問看護・指導料の算定が可能であること、
- ② 特別訪問看護指示書を月2回交付した場合に、2回目の交付についても特別訪問看護指示書の算定が可能であること、
- ③ ②について、2回目に交付された特別訪問看護指示書に基づき、訪問看護ステーションが週4日以上訪問看護を実施した場合において、訪問看護基本療養費を算定することが可能であること

について示されております。

なお、自宅・宿泊療養を行っている新型コロナウイルス感染症患者は、診療に基づき週4日以上頻回の訪問看護・指導が必要な患者に該当し得ること、また、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その52）」（令和3年8月4日厚生労働省保険局医療課事務連絡）で示された長時間訪問看護・指導加算(520点)又は長時間訪問看護加算(5,200円)の取扱いについては、今回の取扱いにおいても適用されることを補足いたします。つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 61）
(令 3.9.9 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 9 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その61）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び訪問看護ステーションに対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その53）」（令和3年8月11日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「8月11日事務連絡」という。）の問2に示される患者に対して、14日を超えて週4日以上頻回の訪問看護・指導が一時的に必要な場合において、同一月に更に14日を限度として在宅患者訪問看護・指導料を算定することが可能か。

（答）可能。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その61））の発出日以降適用される。

問2 8月11日事務連絡の問2について、14日を超えて週4日以上頻回の訪問看護が一時的に必要な場合において、特別訪問看護指示書を月2回交付した場合に、2回目の交付についても特別訪問看護指示加算を算定することが可能か。

（答）可能。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その61））の発出日以降適用される。

問3 問2について、2回目に交付された特別訪問看護指示書に基づき、訪問看護ステーションが週4日以上訪問看護を実施した場合において、訪問看護基本療養費を算定することが可能か。

（答）可能。